

## 第56回おたる潮まつり出店注意事項

### 1. 出店許可について

出店申請書等の様式を提出していただき、かつ、出店料を納めていただいた出店者の方に「出店許可証」を発行します。出店許可証は、責任者の顔写真を貼り付けた上で、必ず店舗の見える位置に掲示してください。

※警察が、店内に責任者がいるか見回りを行います。責任者は、常時、店内にいるようにしてください。万一、店を離れる場合も連絡が取れるようにしてください。

### 2. 設置場所について

- ① 潮まつり実行委員会で指定した出店場所以外での販売、呼び込み及びテーブル、椅子や物品の設置などは認めていません。特に、出店場所以外での手持ち販売などの例が見受けられますので、やめてください。
- ② 出店に必要な資材（テント、テーブル、台車など）及び電気の手配は各自で御用意ください。
- ③ テント設営の際、アスファルト等の地面に杭、ペグを打ち込むのは絶対にやめてください。
- ④ おたるマリン広場の周囲（芝生及びバラス部分）は使用禁止としております。芝生部分について、剥がれる等の破損があった場合、破損場所の前で営業されている出店者に修繕費用を負担していただくこととなりますので、人が入らないように管理をお願いします。

潮まつり開催時間に合わせ、変更となる場合があります。

### 3. 設営・出店・撤去等時間について

- ① 出店用テントの設営日時

ステージ横区画                      7月21日（木）      17時30分以降  
おたるマリン広場区画              7月21日（木）      別途御説明します。

- ② 出店時間及び資材等搬入・搬出時間及び注意点について

日付	搬入可能時間	出店時間	搬出可能時間
22日	9:00～14:00	15:00～22:00	22:30～23:30
23日	8:30～9:30	10:00～22:30	23:00～24:00
24日	8:30～9:30	10:00～22:00	おたるマリン23:30～ それ以外23:00～

③出店時間は上記の通りとなりますが、各日付とも出店時間終了までは閉店しないでください。

出店時間終了の周知のため、**22日と24日は22時00分から、23日は22時30分から5分間、配電が止まります**ので、直ちに店内のお客さんに退店してもらい、撤収作業に入ってください。特に、最終日は翌日から港湾業務が始まるので、翌朝までに必ず**撤去を完了**してください。

#### 4. 車両の通行

- ① 会場内と周辺には、交通規制がかかります。（別添資料の交通規制図をご覧ください。）会場内及び会場周辺を通行の際は警備員の指示に従い、特に徐行してください。また、その際はダッシュボード上の見やすい場所に通行証（7月中旬から小樽市観光振興室庁舎（港町4番3号）にて配布します。）を掲示してください。なお、**通行証には、運転者の連絡先を必ず記入**願います。
- ② 会場内（出店場所）への車両進入は、搬入・搬出可能時間内に限られます。
- ③ **出店時間内に止むなく物品の搬出入をするときは、会場入り口まで**となります。交通規制図（別途配布）にて確認してください。  
これらの地点にて積み降ろしを行う場合は、警備員の指示に従い、終了後は早急に退出してください。
- ④ 出店者に対する駐車可能スペースは用意しておりません。出店時間中の会場内への駐車や、港湾道路を含めた道路への**路上駐車等は絶対にしない**でください。港湾荷役業務に支障が出るとの苦情が毎年あり、まつり自体の存続に係る問題となっておりますので厳守願います。
- ⑤ **設営、撤収時のおたるマリン広場への車両乗り入れについては、合同庁舎側の札幌側のゲートから**出入りされるようお願いいたします。なお、混雑が予想されますので、台数、時間ともに必要最低限の乗り入れとして下さい。

搬出入の際、自店前の通路に資材等を置いて車両通行の妨げにならないようにして下さい。また、自店前に車両を駐車する際は、自店側ギリギリに寄せて駐車してください。

撤収時には、積み込みが可能な状態になってから搬出車両を乗り入れしてください。車両を店前などに長時間、駐車したままで撤収作業を行わないで下さい。

## 5. 清掃及びごみの処理について

- ① 自店内や店の周りの清掃はもちろん、残り物（特に廃油）の処理は確実に行ってください。
- ② ごみは、下記の7種類に分別の上、出店者専用ゴミ集積所に出してください。

1. カン	2. ビン	3. ペットボトル	4. トレイ等プラスチック類
5. 発泡スチロール	6. 紙くず・割り箸	7. 段ボール	

なお、ごみの分別については、各集積所に分別指導員を配置しておりますので、指導員の指示に従い確実に分別を行ってください（分別していないごみは受け付けません）。

※ごみの分別については、処分施設から指示があり、撤去時間までに確実に行ってください。なお、分別が確実にできていない出店者については、来年度以降の出店を、お断りする場合がありますので、御注意ください。

また、ごみの排出は出店時間中、随時可能です。

- ③ 調理で油を使う場合、調理機材（特に焼き台、フライヤー）から地面（アスファルト）に熱い油がこぼれることのないようブルーシートとコンパネで養生をした上に調理機材を設置し、調理してください。撤収後アスファルトの汚れや破損がひどい場合は補修費用を負担していただくことがありますので御注意ください。

また、廃油（植物性の廃食用油）の処理について事業者による無償引取を行いますので、御利用ください。不法に廃油を投棄することは絶対にやめてください。

- ④ 会場内の路上に設置したごみ箱は見物客用ですので、出店者は絶対にごみを出さないでください。また、出店終了後に、会場内のやぐら前等にごみを排出することは絶対にやめてください。
- ⑤ 実行委員会で設置したごみ箱を移動したり、店内に入れたりしないでください。
- ⑥ 会場内の出店用水道（シンク）について、油は絶対に捨てないでください。なお油以外の排水は可能ですが、ザルなどを各自用意して残飯などの固形物が残って排水が詰まらないように使用してください。固形物の処理は各自でお願いいたします。

## 6. 火災事故等の防止措置について

- ① 会場内で個店が発電機を使用することは禁止となっておりますので、各自で電気工事業者に依頼して配電を行ってください。
- ② 店内で火気（フライヤーを含む）を使用する店は未使用で耐用期限内の消火器（業務用4型以上、エアゾールタイプ等の簡易なものは不可）を配置してください。その他、自店での事故発生には十分に注意して営業してください。
- ③ 閉店後は、毎日必ずガス器具の閉栓（ガスの元栓及び調理器具のコックを閉める）を行い、全ての火気のチェックを行ってください。

## 7. 損害賠償保険の加入について

来店者等に対しての事故等（食中毒やケガ）に対応する損害賠償保険への加入（保険金1億）をお願いしております。加入書の写しなどの提出の必要はありませんが、万が一事故等が発生した場合、当実行委員会では一切の責任を負いませんので、必ず加入してください。

## 8. 保健所の営業許可について

食品を扱う店は、出店許可証の写しを添付の上、各自で保健所に営業許可申請をしてください。営業許可申請手数料は昨年と同じですが、出店の品目数に制限がございますので御注意ください。

詳しくは、保健所生活衛生課（Tel 22-3118）までお問い合わせください。

## 9. 営業終了時間及び未成年者等への酒類提供について

営業終了後は速やかに消灯し、来客の帰宅を促すようお願いしているところですが、これに反し、一部店舗で終了時間を過ぎても商品を販売している実態がありました。また、明らかに未成年と思われる者への酒類提供があったという実態も耳にしています。これらのことは、会場内で若者が帰らずたむろする原因になるほか、非行や犯罪を助長する行為であることから、小樽警察署より厳重注意を受けておりますので、以下の事項の遵守についてお願いいたします。

○営業終了時間を徹底する。（横幕を張っての営業も認めません。）

○未成年者及び自動車等の運転者への酒類提供禁止を徹底する。

## 10. 新型コロナウイルス感染防止対策における注意事項について

- ① 代表者又は出店責任者は、出店期間中毎朝、出店者全員の健康状態を確認し、検温結果を出店者名簿に記録してください。37.5℃以上の発熱や倦怠感のある方、及び咳やのどの痛み等がある方は、出勤をお控えください。

出店者名簿には出店者全員の氏名、住所、電話番号及び出店期間中の検温結果を記載し、また、出店者全員の新型コロナウイルスワクチン3回接種がわかるものの写しまたは潮まつり開催前1週間以内のPCR検査陰性証明の写しを添付してください。出店者名簿の様式は任意で原則提出は不要ですが、新型コロナウイルス等が発生した場合、名簿の提出を求める場合がありますので、開催期間中及び終了後1週間はいつでも提出できるようにしてください。

- ② 出店者はマスクまたはフェイスシールド等を着用してください。
- ③ 出店スペース前にベンチを設置する場合、ベンチ間の間隔を前後左右最低1m以上確保してください。また、店内に「感染症対策リーフレット」を掲示し、感染防止

対策の周知に協力してください。

- ④ 出店者はアルコール消毒液を用意し、来店者が消毒できるようにレジ付近に設置してください（費用は出店者負担）。
- ⑤ 大声による客引きは控えてください。
- ⑥ チラシ等を配る場合は、極力手渡しでの配布を避け、机等に置くなどの対応を心掛けてください。
- ⑦ 出店料の取り扱いについては、緊急事態宣言等が発令され、潮まつりが中止となった場合や、災害、荒天等で開催期間中に急遽中止または時間短縮した場合でも、出店料は返金いたしません。また、開催中止や時間短縮により出店者に損害が生じても、当委員会では一切の責任を負いませんので予め御了承ください。

ただし、緊急事態宣言等が発令され、潮まつり実行委員会が（潮まつり開催初日の1か月前の）令和4年6月23日（木）までに、潮まつり中止を決定した場合、出店料は全額返金いたします。

※出店料の納入期日は7月上旬ですので、6月24日以降に納入しても間に合います。

## 11. その他

- ① **「出店募集要項」「出店要項」の記載事項及び実行委員会の指示に従わない場合は、潮まつり準備期間中を含め、当日の営業中であっても撤去していただきます。また、次回以降、出店申し込みを受け付けません**ので御注意ください。
- ② 各店舗における商品等の盗難、破損などについては、当実行委員会では一切責任は負いません。各自で管理してください。
- ③ 潮まつり期間中、健全に営業が行われているか、実行委員会及び警察が巡回を行うため、代表者又は出店責任者は、必ず店内にいらっしゃるようしてください。万一、店を離れる場合も、常時、連絡がとれるようにしてください。
- ④ 前売り券を扱う場合、事前にサンプルを事務局にお持ちください。  
(前売り券の店名と出店名が異なることのないよう十分御注意ください。)
- ⑤ クラウドファンディング等の資金調達による出店は認めないのでご注意ください。
- ⑥ 出店スペース内は、健康増進法改正に伴い、葉タバコ、電子タバコを問わず、禁煙といたします。出店者スタッフ、飲食利用者に関わらず、会場内の喫煙所を利用するように周知いたしますので、御協力をお願いいたします。